



島根県報

平成16年 1 月 9 日 (金)
 第 1,536 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
新たに生じた土地の確認及びこれに係る町及び字の区域の変更	(市 町 村 課) 1
新たに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の変更 (2 件)	(") 2
県営土地改良事業計画の変更 (2 件)	(農 村 整 備 課) 2
土地改良事業計画書の縦覧	(") 3
解除予定保安林	(森 林 整 備 課) 3
保安林の指定施業要件の変更	(") 4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(経 営 支 援 課) 4
換地処分の届出	(都 市 計 画 課) 5
都市計画事業変更の認可 (2 件)	(下 水 道 推 進 課) 5
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課) 6
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課) 7
シンチレーションサーベイメータ及び収納用アルミケース 8 式に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部) 7
遞送車 (四輪貨物自動車) 1 台に係る一般競争入札の実施	(") 9
特定調達公告	
物流サーバ増設・末端OS変更に伴うシステムの移行プログラム一式に係る随意契約の相手方等	(中 央 病 院) 10
教委規則	
島根県教育庁等事務処理規則の試行運用に係る文書管理の特例に関する規則	11

告 示

島根県告示第 1 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 9 条の 5 第 1 項及び第260条第 1 項の規定により松江市長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、町及び字の区域を変更する旨の届け出があったので、同法第 9 条の 5 第 2 項及び第260条第 2 項の規定により告示する。

平成16年 1 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

新 た に 土 地 が 生 じ た 場 所	面 積	編入先の字
松江市秋鹿町字芦尾両濱1575の地先の公有水面埋立地	1,690.37 平方メートル	秋鹿町字芦尾両濱

(ただし、上記地番は、平成15年10月 3 日現在のものである。)

島根県告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により西郷町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届け出があったので、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成16年1月9日

島根県知事 澄 田 信 義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隠岐郡西郷町大字下西字大座1705番地1、1706番地1、1706番地3、1706番地7、1707番地2及び1710番地2地先の公有水面埋立地	1,471.40平方メートル	大字下西字大座

(ただし、上記地番は、平成11年1月13日現在のものである。)

島根県告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により西郷町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届け出があったので、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成16年1月9日

島根県知事 澄 田 信 義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隠岐郡西郷町大字岬町字川原田の二1840番3から1841番に至る地先の公有水面埋立地	1,257.95平方メートル	大字岬町字川原田の二
隠岐郡西郷町大字岬町字川原田の二1840番3から同大字字平岩の一4番1に至る地先の公有水面埋立地	2,023.54平方メートル	大字岬町字平岩の一

(ただし、上記地番は、平成15年9月1日現在のものである。)

島根県告示第4号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、北三瓶地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成16年1月9日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
北三瓶地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
大田市役所

島根県告示第 5 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、北三瓶地区を受益地域とする用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成16年 1 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

北三瓶地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

大田市役所

島根県告示第 6 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第 1 項の規定に基づき、次の者から三条資格者施行土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により審査の結果、土地改良事業計画及び規約を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 1 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
鹿足郡柿木村大字白谷170番地 齊籐伸之外 4 名共同 施行	白谷地区区画整理事業 (非補助土地改良事業)	土地改良事業計画書の写し 規約の写し	告示の日から 21日間	柿木村役場

島根県告示第 7 号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成16年 1 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

八束郡島根町大字野波字梶脇2261 3、2263、2263 1、2263 2、2263 3、字梶谷2264

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第8号

次の保安林を指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年1月9日

島根県知事 澄田信義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年3月4日農林水産省告示第354号、平成11年10月28日農林水産省告示第1382号、平成14年3月26日島根県告示第338号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第9号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の(4)に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年1月9日

島根県知事 澄田信義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない新三刀屋店（仮称） 島根県飯石郡三刀屋町下熊谷1758 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社いない 代表取締役 稲井範行 鳥取県倉吉市河原町1770番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社いない 代表取締役 稲井範行 鳥取県倉吉市河原町1770番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年9月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,710平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

141台 店舗所在地内

イ 駐輪場の位置及び収容台数

15台 店舗所在地内

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

719平方メートル 店舗建物内

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

24.3立方メートル 店舗建物内

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 7 時30分 閉店時刻 午後 8 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時30分から午後 8 時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3 カ所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 9 時～午後 6 時

2 届出年月日 平成15年12月18日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

三刀屋町ふるさと振興課 (飯石郡三刀屋町大字三刀屋944番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第10号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第103条第 3 項の規定により、出雲都市計画事業出雲市駅通り土地区画整理事業施行者出雲市代表者出雲市長西尾理弘から平成15年12月24日付けで換地処分を行った旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 1 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第11号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 1 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画下水道事業

出雲市公共下水道

3 事業施行期間

昭和56年3月20日から平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

昭和56年島根県告示第331号、昭和62年島根県告示第461号、平成2年島根県告示第463号、平成3年島根県告示第1035号、平成6年島根県告示第151号、平成8年島根県告示第492号、平成9年島根県告示第40号、平成10年島根県告示第596号、平成11年島根県告示第724号及び平成12年島根県告示第870号の事業地のうち、古志町、塩冶町、上塩冶町、塩冶神前2丁目、今市町南本町、大津町及び渡橋町を変更し、塩冶町南町1丁目、塩冶町南町2丁目、塩冶町南町3丁目、塩冶町南町4丁目、塩冶町南町5丁目、医大南町1丁目、医大南町2丁目、医大南町3丁目、塩冶神前3丁目、塩冶神前4丁目、塩冶神前5丁目、塩冶神前6丁目、天神町、白枝町及び、松寄下町を追加する。

島根県告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年1月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

安来市

2 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画下水道事業

安来市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年4月1日から平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

昭和52年島根県告示第247号、昭和58年島根県告示第1238号、平成元年島根県告示第470号、平成2年島根県告示第715号、平成5年島根県告示第220号、平成5年島根県告示第858号、平成7年島根県告示第805号、平成8年島根県告示第376号、及び平成12年島根県告示第604号の事業地に安来市赤江町字菖蒲、字西川原廣、字三ツ頭、字東川原廣、字寺下、字寺上、字分銅山及び字武嶺、今津町字西荒神、字道マン、字ハトー、下坂田町字坂田砂田、字往還上、字中島神子及び字江頭、切川町字中山、字古城、字荒神谷、字内代、字臼井、字天神山、字神原及び字天神原、亀島町、恵乃島町を加え、安来市西赤江町字神塚及び字猪子塚、荒島町字荒島界及び字後垣、安来町字外堀、字外浜及び字加茂、飯島町字藤木池内において事業地を変更する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年1月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成15年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 国際知的所有権監理保護機構島根

3 代表者の氏名

西山哲弘

4 主たる事務所の所在地

八束郡八雲村大字東岩坂435番地 2

5 定款に記載された目的

この法人は、知的生産活動を構築する「人」「文化」そして「それらのネットワーク」に対して、知的生産活力の向上に関する事業を行い、豊かな知的財産権利化社会の創成に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

この開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 1 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

益田市三宅町口1580番 外 8 筆

面積4,828.85平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市大谷町36番地 3

株式会社 オルデック 代表取締役 大畑 実

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成16年 1 月 9 日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

シンチレーションサーベイメータ及び収納用アルミケース 8 式

(2) 物品の仕様等

アロカ株式会社製 TCS 171及びBX 101又は同等品以上

(3) 納入期限

平成16年 3 月10日

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条の規定により資格を認定されたものであること。
- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。
- (4) 島根県内に本店、または営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 (0852) 26 0110 内線2235～2236

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成16年1月9日から平成16年1月19日までの間、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は土日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。)

- (3) 入札及び開札の日時、場所

入札日時 平成16年1月21日(水)午後1時30分

入札場所 島根県松江市殿町8 1 島根県警察本部

開 札 即時開札

- (4) 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (5) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成16年 1 月 9 日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

遞送車（四輪貨物自動車） 1 台

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成16年 3 月22日

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 5 条の規定により資格を認定され、営業種目表に掲げる、[5 車両船舶類 - (1)車両類] に登載されたものであること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

(4) 島根県内に本店、または営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 (0852) 26 0110 内線2235～2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成16年 1 月 9 日から平成16年 1 月19日までの間、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は土日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。)

(3) 入札及び開札の日時、場所

入札日時 平成16年 1 月22日 (木) 午後 1 時30分

入札場所 島根県松江市殿町 8 1 島根県警察本部

開 札 即時開札

(4) 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等の特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成16年1月9日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

物流サーバ増設・端末OS変更に伴うシステムの移行プログラム 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院企画情報スタッフ 島根県出雲市姫原4丁目1番地1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成15年10月31日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社島根支店 島根県松江市学園南2丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

29,817,480円

6 契約の相手方を決定した手続き

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等事務処理規則の試行運用に係る文書管理の特例に関する規則をここに公布する。

平成16年 1 月 9 日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第 1 号

島根県教育庁等事務処理規則の試行運用に係る文書管理の特例に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島根県教育庁等事務処理規則 (昭和36年島根県教育委員会規則第11号。以下「事務処理規則」という。) に規定する総合文書管理システム (以下「システム」という。) の試行運用に係る文書の管理について、事務処理規則の特例を定めるものとする。

(文書管理の特例)

第 2 条 総務課長が別に定める方法によりシステムを用いた電磁的記録を原本として扱うための決裁及び供覧の処理を行った場合は、事務処理規則第18条から第20条まで、第29条から第49条の 4 まで及び第53条から54条の 8 に規定する手続により処理されたものとみなす。

(ファイルの管理の特例)

第 3 条 前条の手続により処理された案件に係るシステムに記録された情報については、事務処理規則第55条から第55条の 3 まで、第58条、第59条及び第64条の規定は適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し平成15年11月10日から適用する。

